2022年11月13日

内閣官房副長官補室　御中

「人身取引対策行動計画2022（仮称）」（案）に対する意見

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）
特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）
公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会
一般社団法人 ゾエ・ジャパン
特定非営利活動法人 ぱっぷす
ノット・フォー・セール・ジャパン（NFSJ）
（順不同）

【全体について】

《前行動計画への評価》

・今回新たに行動計画が策定されるが、8年前に策定された行動計画2014に対しては、その計画内容への達成度などの評価・反省はなされたのか。なされた場合は、それを簡潔に記すべきではないか。仮に、そのような振り返りの作業無しに、単なる文言の見直しや、新たに始まった政策を盛り込んだだけでは、「行動計画」とは言い難いのではないか。

《言葉の定義や解説》

・「行動計画」である以上、少なくとも「人身取引」という言葉についての定義や用語解説が必要ではないか。政府がどのような状態を人身取引と認識しているのか、また「人身取引周辺事案」や「人身取引関連事犯」とは何を指すのか、なども明確にしていただきたい。

《現状認識の概説》

・日本における人身取引の現状の概説が最初にあるべきではないか。政府が現在どのような対策を行っているのか、ではなく、現在何が問題であって何が必要とされているのか、そのために今後何をしていこうとしているのか、という認識やビジョンがあまり見えないままに、いきなり対策が語られていることに違和感がある。（もしこの後にそれらが追加されるというのであれば、それも含めてパブリックコメントを募集していただきたい。）

《表記方法の工夫》

・すべてが同じ字体（ところどころ太字やイタリックはあるものの）で読みにくい。他国の行動計画を見ると、項目タイトルと本文は色や級数を変えたり下線を引いたりして区別をし、また改頁を行ったり囲み記事にしたり、と読み手への配慮がある。

・また、年次報告のように目次をつけていただきたい。

《現状に応じた内容量のバランス》

〔外国人／日本人〕

・昨今、日本人被害者の割合が増えており（昨年は約3分の2）、また被疑者は大半が日本人（昨年は100％）であるにもかかわらず、行動計画の対策の多くが、出入国在留管理や技能実習制度など外国人被害者保護・外国人加害者摘発のための施策に偏っているように思える。

〔技能実習／その他〕

・また、外国籍被害者に関するものの中でも、特に技能実習制度に関する対策が大半である（「技能実習」というワードは87回登場）。前回の行動計画ではあまり言及が無かったことなのでこの間に対策が進み画期的である一方で、労働搾取の人身取引は必ずしも技能実習生に限ったことではなく、むしろ、相談窓口等の体制が技能実習制度ほど確立していないと思われる、その他の在留資格を持つ外国人労働者への目配りがもっと必要である。

〔留学生〕

・たとえば、留学生に対する対策が、今回は全く触れられていない（「留学」というワードの登場は0回）。日本語学校経営者による留学生への強制労働事件なども過去には実際に送検されているにもかかわらず、なぜここまで偏りがあるのか。技能実習生同様、日本への出稼ぎの手段として留学制度を利用しているケースも多々報告されており、そのために母国で送り出し機関（ブローカー）に多額の手数料を支払っている者も多いと報じられている。就労時間の制限もある中で授業料なども工面しなければならない留学生は、技能実習生以上に債務労働・奴隷労働の危険性があるとも言える。留学生の労働搾取問題について、現時点で具体的にあまり対策が無かったとしても、今後対策を講じていくべき事項としてでも、何らかの言及がなされるべきではないか。

《外国語での対応について》

・前回2014の時にも意見を送ったが、人身取引のように外国人が関わる問題に対して、パブリックコメントの募集がすべて日本語のみで行われていることが残念である。日本国内だけでも、外国籍の当事者や、関心のある外国人が多くいる。多言語対応は難しいとしても、せめて英語だけでも対応できないか検討していただきたかった。

以下、行動計画案の項目建てに従って、意見を述べる。

p.1

1．人身取引の実態把握の徹底

(1)人身取引被害の発生状況の把握・分析

・第1段落～第3段落・第5段落は、もっぱら外国籍の被害者・加害者を念頭に置く記載になっている。しかし、前述したように、実態把握徹底の重要性は国籍を問わないはずである（日本国籍者も多い）。

・第4段落、被害児童の把握のために「児童の性に着目した営業に係る実態調査等を通じ」とあるが、児童の被害は店やビジネスとは限らず、ウェブサイトやSNSにより、個人的な搾取に遭っている場合が多いと考えられるので、むしろ実態調査のためにはウェブサイトやSNSのパトロールや、SNS事業者との協働、あるいはホットライン事業なども行っている国内外の団体との協働が不可欠なのではないか。また、文科省やその他の省庁も、実態把握に尽力すべきではないか。

p.2

2. 人身取引の防止

・前述のように、前文の第2段落も、もっぱら外国籍被害者を念頭に置く記載になっている。日本国籍被害者を生まないための方策も記載すべきである。

(1)入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

② 厳格な査証審査

・「個別面接」というのは全件実施しているという意味なのか。もしそうでないなら、どのような場合に実施しているのかを説明していただきたい。

④偽変造文書対策の強化

p.3 「～高度な偽変造対策を施した旅券の開発」というのは、日本旅券の偽変造への対策なのか、あるいは外国旅券への対策なのか。入国する外国人について話している箇所だが、少々日本語の意味がわかりにくい。

(2)在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

①および②

・「偽装滞在」「不法滞在」の定義が不明である。特に「不法滞在」とは何をさすのか。「偽装滞在」「不法滞在」という言葉は(「不法就労」も同じ)、滞在ないし就労する外国人が悪いことをしているというイメージの用語である。それでよいのだろうか。場面にもよるが、加害者が被害者に「偽装滞在」をさせる、「不法滞在」をさせる(被害者は「偽装滞在」させられる、「不法滞在」させられる)との用語を用いるべきではないか。

③

・「不法就労外国人対策キャンペーン月間」という名称を改めたことは評価できる。ただし、p.4の4行目からの段落には「不法就労」という用語が残っており、これも改めるべきである。(説明会や啓発活動の目的・対象を明確にすれば、自ずと用語が決まるのではないか)。

p.4

(3)労働搾取を目的とした人身取引の防止

・何カ所かに「技能実習生の失踪」「失踪防止」とあるが、「失踪」には技能実習生が自らの自由意志で他所に移動するという語感があり、この用語も不適切である。「失踪」とはあくまで取り締まる側から見た用語であり、本人たちは人権侵害や労働搾取の被害を受けた結果、やむなく職場からの

離脱に追いやられていることがほとんどである。従って、別の用語(「離脱」・「避難」など)を充てるべきである。

①外国人技能実習制度の適正化の更なる推進

・(第2段落) 「技能実習SOS・緊急相談窓口」が具体的に技能実習生の権利保護・救済に結びつくためには、現在の技能実習機構における運用を改善する必要があり、行動計画においてもその点について明記する必要がある。

〈現状〉同「緊急相談窓口」は、技能実習機構の説明では、「あくまで母国語相談の中で実施されるものであり、技能実習生から直接に事情を聞かなければ対応できない」というものとなっている。現に技能実習生の支援団体が「緊急相談窓口」に連絡したところ、「技能実習生本人からの話でないと動けない」との対応をされている。

しかし、特に緊急時においては、技能実習生自身が直接連絡することすら困難な場合も珍しくない。例えば、急に荷物をまとめさせられ、その日のうちに帰国を迫られるような強制帰国のケースでは、常に監理団体や送出し機関の職員が張り付いて監視している状況下におかれるため、直接電話することすら難しい。また、低賃金で働き、多額の借金の返済に追われ、家族への仕送りもする中で、技能実習生にとって高額な携帯電話契約を結んでいないことがほとんどであることも考慮されるべきである。

〈改善策〉従って、「緊急相談窓口」が母国語相談の枠内での実施に限定されている現状を改善するため、どのようなルートであれ、技能実習機構に緊急性の高い相談の情報が寄せられた場合は、速やかに対応できる体制の整備が必要不可欠である。その情報源が技能実習生本人からである場合に限らず、支援団体や弁護士、友人・知人などからの場合も受け付けるべきであり、また、電話であれ、メールであれ、SNSであれ、積極的に受けるべきである。特に、携帯電話契約を結んでいない場合が多いことを踏まえ、SNSでの対応を可能とすべく早急に体制を整えるべきである。

・(第2段落)強制帰国事案(今年3月に来日したベトナム人技能実習生のケース)について、具体的に説明する。10月5日早朝4時に突然、監理団体と送出し機関の職員が、技能実習生の住む寮にやってきて、「会社はもうあなたを必要としていない。今日の10時に飛行機を予約したので帰国するように」と言われた。技能実習生は帰りたくないと抵抗したが、最終的に空港まで連れていかれ、近くのホテルに1泊して、翌日の飛行機で帰国する手配をされてしまった。技能実習生は、翌早朝ホテルから抜け出し、知り合いの家で保護されている。

技能実習生と支援団体が技能実習機構の事務所に相談に行ったところ、「監理団体が強制帰国を反省し、相談者の宿泊先を用意するとともに、転籍先を探すことになった」とのこと。技能実習生は監理団体への信頼をなくしているので、技能実習機構が直接支援してくれることを希望したが、技能実習機構は「監理団体がサポートすると言っているのでまずは任せる」という姿勢を変えなかった。ちなみに、この送出し機関は、技能実習生から2,000米ドルの保証金も取っている。

〈問題点〉この強制帰国は、監理団体と送出し機関が連携して、実習実施者が技能実習生を辞めさせたいと思っている意向を受けて、技能実習生を無理やり途中帰国させるという極めて組織的かつ悪質な事案であるとともに、強制帰国における典型的な事案でもある。

こうした事案に対して、技能実習機構は、監理団体及び送出し機関の悪質性・違法性を軽視して、その後の対処を監理団体に任せるという、まったく不適切な対応をしている。そこには、技能実習生保護の立場に立った事案の解決という基本を欠いた、技能実習機構の安易な姿勢が現れて

いる。こうした悪質な監理団体に対応を任せれば、技能実習生を支配して、強制帰国の隠蔽を含め、監理団体の思い通りに事案が処理されてしまうことは、火を見るより明らかである。技能実習機構が、自らの「技能実習生保護」の役割を放棄していると言われても仕方のない事案と言える。

「監理団体が技能実習生の保護の義務を十分に果たせない場合等、必要に応じ、外国人技能実習機構が技能実習生の保護及び実習先変更支援等を行う」とあるが、上記のようなケースが多々散見されることから、実質的な保護がなされるよう、もっと踏み込んだ対策を求める。

p.5

・(第6～第7段落) 2022年は技能実習法施行後5年にあたり、技能実習制度の見直し時期となっており、法務大臣勉強会も開催されるなど、制度の改廃も含む議論の盛り上がりが期待されている。しかし、元法務大臣が提案していた「有識者会議」の発足は当初の見通しより遅れており、政府側の取組みに熱意が感じられない。行動計画の原案においても、「有識者会議」の設置については全く触れられておらず、制度の改廃を含む議論や法改正を含む制度の根本的な改善への意欲がみられない。行動計画以前の問題として、その点をあえて指摘しておきたい。

元法務大臣は、7月29日の記者会見において、技能実習制度の問題点を整理するとともに、今後に向けて「検討のポイント」も明らかにしていた。

また、今年7月の米国国務省「人身取引報告書」においても「労働搾取目的の人身取引の事案は、政府が運営する技能実習制度において引き続き起きている」と指摘されていることも踏まえて、制度見直しの基本方向については、「有識者会議」の議論にすべて委ねるのではなく、政府自らが主導すべき事柄である。

従って、行動計画においても、技能実習制度における問題点の認識、及び見直しに向けた基本的な方向性を提起すべきである。

②外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

・(第2段落)「技能実習生の妊娠、出産を理由とした不利益取扱いの禁止等に係る事項等」について、リーフレットを作って技能実習生が相談できるようにする、とあるが、防止のためには、監理団体や実習実施機関、さらには母国の送り出し機関へのこのことの周知徹底がまず必要であると考える。被害が起きる前に防止しなくては意味がない。

・(第3段落) 支援団体に寄せられる相談の中で、コロナ禍の影響で入国制限が続いていたときは、強制帰国に関する相談は比較的少なくなっていたが、入国制限がほぼ撤廃される中、再び強制帰国の相談が増え始めている。そこで、強制帰国を防止するため、改めて現在の体制の不十分さに触れながら、改善策を提案する。

〈現状〉技能実習生の意思に反して帰国させる「強制帰国」は、それ自体が問題であることは勿論であるが、日常においても技能実習の現場において違法あるいは過酷な労働を強い、権利主張を妨げるものとなっており、保証金・違約金、また来日のための多額の借金などと連動して、技能実習生を厳しく抑圧している。しかし、「強制帰国」は、技能実習法における罰則規定の対象ともなっておらず、「強制帰国」に対する実効的な措置は喫緊の課題である。

他方、出国時の意思確認票だけでは強制帰国に対する十分なチェックになっていないことは、その申告件数のあまりの少なさ一つみても明らかである。また、強制帰国を実施するのが監理団体や送出し機関であるため、途中帰国における事前届出制度も有効な対応策となっていない。

また、これらの機関は、技能実習生が出国時に強制帰国であることを主張しないようにする様々なノウハウ（例えば、来日費用のための借金の減額提示、自主帰国である旨の文書へのサイン強要、一時帰国を装うなど）を心得ており、技能実習生による強制帰国の申告を困難にしている。

〈改善策〉こうした状況を克服するため、まずは「意思確認票」等による強制帰国防止策に関する技能実習生への積極的な注意喚起や対応方法の周知を図るため、技能実習生手帳における記載をさらに改善するとともに、講習段階においても必ず伝えるべきこととする必要がある。

また、強制帰国を行なった監理団体や実習実施者に対する受入れ停止措置についても、技能実習法上、明確にすべきである。さらに、技能実習生保護のため、強制帰国について刑罰の対象とすることを含む技能実習法の改正をすべきである。こうした課題についても、行動計画において明記されるべきである。

p.6

④ 技能実習生等の送出国との連携・協力

・（第2段落）〈現状〉技能実習生が来日する前に多額の債務を負っていることが、債務奴隷化を招き、今年7月の米国国務省「人身取引報告書」においても「政府と送出し国との協力覚書は、……過剰な金銭徴収を防止する上で依然として効果を発揮しておらず」と指摘されるなど、国際的な批判を浴びる大きな要素となっている。

今年の入管庁による「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」の結果でも、技能実習生を最も多く送り出しているベトナムでは、支払総額が70万円近くなっており、その一端が明らかとなっている。他方、フィリピンでは、支払総額が10万円を切るということでもあり、国別の違いが大きいことも明らかとなっている。従って、当面、支払総額の大きいベトナム、中国、カンボジア等について重点的な取組みが求められる。

〈改善策〉技能実習生から過剰な手数料等を徴収している状況が続く送出し国からの受入れを停止することができるよう、技能実習法の改正を検討すべきである。また、「過剰な金銭徴収」が行われることのないよう、少なくとも協力覚書において具体的な金額水準あるいはそれを導ける指標を明示するなど有効に機能するものとなるよう交渉すべきである。

⑤ 特定技能制度の適正化

・（第3段落）　特定技能については、「悪質な仲介事業者」「基準を満たさない受入れ機関」に関する問題意識を示しているが、特定技能の現状における基本的な問題意識が感じられない。

特定技能では、政府基本方針において「同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職を認める」とされている。この転職の自由は、労働者にとって最も基本的で重要な権利であることは言うまでもない。しかし、特定技能において制度的に一定の範囲内での転職が保障されているとはいえ、実態としては、特定技能における転職の自由は、絵に描いた餅の状態にあると言わざるを得ない。

〈現状〉現在、特定技能外国人あるいは特定技能を目指す外国人にとって、求人情報にアクセスすることは容易ではない。このため、意に反して実習先と同一の特定技能所属機関に就労するケースや、他の事業所に移ろうとして監理団体・実習実施者からの協力が得られずスムーズに特定技能に移行できない技能実習生が多く存在する。また、特定技能所属機関に問題があっても、なかなか転職先が見つからず、退職・転職を躊躇するケースもみられる。

〈改善策〉労働者にとって重要な権利である「転職の自由」を実質的に保障するために、特定技能

に特化した求人情報の収集及び多言語による情報提供などを実施すべきである。

また、かかる求人情報については、技能実習生や特定技能外国人が平日昼間にハローワークなどに出向くことが困難なことに配慮して、多言語対応を確保した上で、インターネットによるアクセスを可能にするなど、職業紹介機能を強化すべきである。

政府基本方針において「本制度の運用に当たっては、……特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとする」とされているが、このことが特定技能外国人の有する「転職の自由」に支障を与えることのないよう、慎重な運用が図られるべきである。

p.7

(4)いわゆるアダルトビデオ出演被害の防止及び救済

・日本では性交を伴うあらゆる契約は公序良俗に反する行為であり、対償を受けて不特定の相手方と性交をすることも売春防止法で禁止されているが、撮影と称して金銭の授受を複雑にすれば事実上野放しの状態が続いているのが現状である。アダルトビデオへの出演に関する被害の問題は重大な人権侵害であることから、対価をともなう性交の契約に関して、現行法の在り方について検討すべきである。

・「アダルトビデオへの出演に関する被害」が、なぜ人身取引であるのかが、明確に書かれていない。「長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害」はその通りだが、そのことをもって人身取引と見なされているわけではないはずである。ここを明確にしなければ、対策に当たる担当者も、「人身取引問題を解決する」という強い決意にならないのではないか。

・防止対策として、包括的性教育も必要ではないか。これは、被害者予備軍だけでなく加害者予備軍に対しての教育である。

(5)人身取引の防止のための罰則強化の検討

・罰則強化の検討は、対象が児童福祉法だけで良いのか。児童買春・児童ポルノ禁止法や、売春防止法の罰則強化(買春者処罰規定の検討も含め)も必要であると考える。人身取引事犯に対する処罰が甘すぎるというのは常々国連機関や米国務省の年次報告などで指摘されていることであり、これ以外にも、見直しを検討すべき法律があるのではないか。

(6)外国人材の更なる活用に向けた制度に係る取組

・「外国人材」との用語は不適切である。彼らは人間であって、使役する財産ではない。

(7)人身取引の需要側に対する取組

・需要側に対して人身取引を防止するには、まず包括的な性教育、具体的・実践的な人権教育が必要である。

・また、買春者処罰規定の導入に向けて、研究・検討を開始することが必要である。

・それに加えて、風俗営業法の罰則強化の検討が必要である。

・少年健全育成条例違反や淫行条例違反などは、自治体によって条例違反の取り扱いが異なる。加害者は倫理的問題ではなく、自分が犯罪者になるか、自分自身の社会的地位が保てるかどうかを気にして行動する。そのため相手が高校生であっても18歳であれば犯罪者にならないという考え方をし、被害者が18歳になるのを待って性的搾取を行う。18歳であっても高校生に対して性的搾取を行った場合、加害者は処罰されるようにしてほしい。また、条例が緩い自治体をねらって性的搾取を行う加害者もいる。自治体によって異なるのではなく、被害者を守る方向で統一する検討を進めていただきたい。

・ソーシャルメディアと協力した取り締まりを推進していただきたい。性的欲望を煽るような写真を送信したとき、即座に見つけ出す技術が既にある。サイバーパトロールから一歩進んだMeta、LINE、Twitterなどのソーシャルメディアとの協力の元に、取り締まる体制を整えていただきたい。

① 性的搾取の需要側への啓発強化

・デジタル社会において、アダルトビデオや児童ポルノなどの性的画像記録がインターネット上にアップされた場合、本人（被写体）の性的同意が侵害されコントロールできない状態で拡散される。このような「誰にも見られたくない性的姿態を誰かに見られている」という状況は、心身への有害な影響を与える極めて重大な人権侵害であり、被害者の社会復帰の妨げになる。そのため、実際に「買春」を行う相手方だけはなく、見ることによって性的消費をする隠れた買春者、つまり視聴者・消費者に対しても需要側とみなし厳正に対処すべきである。

・また需要側に対して「啓発」のみならず、啓発のための実態調査や取締りの徹底のほか、買春行為及び買春助長行為に対する現行法の見直しも検討されるべきである。

p.8

②雇用主等への働きかけ

・「人身取引への加担を防止するように努める」ためには、啓発のみでは不十分である。「法律に基づく管理者講習等の機会」にとどまらず、法律に基づいて取り締まりを徹底するべきである。また雇用主等が法に基づいていたとしても、そこに搾取・人権侵害があれば厳重に取り締まるべきである。

3. 人身取引被害者の認知の推進

・相談現場の認識を高めるために、全国の性犯罪・性暴力ワンストップセンターに人身取引防止およびAV新法施行に関する啓発ポスターやリーフレットを配布してほしい。

（1）「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

・平成22年6月の申合せの1頁に「一人でも多くの人身取引被害者を保護するため、関係機関において被害者に該当する可能性がある者を認知した場合には、できるだけ幅広く保護を念頭に置いた措置を講ずることとする」「当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても、その者が置かれている状況やその者の人権に十分配慮して取り扱う」との記載がある。とくに後者は、たとえ人身取引には該当しない場合でも、その者の状況

や人権に十分配慮する必要があるとしており、重要である。NGOはかねて、被害者と認知されるかどうかでその者への取り扱いが大きく変わるのは問題であり、実情に応じた適切な保護支援を行うべきであると主張してきたし、申合せにもこのように明記されている。しかし実際にはそうなっていないと思われる。取り扱いの差異の有無とその理由について調査を行うべきである。

・様々な相談機関が挙げられているが、実際にそれらが機能しているのかどうかを調査し、不十分な点を明らかにし、改善すべきである。

p.9

(2)潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

・ポスター、リーフレットは、実際、ほとんど目にしない。駅の掲示板やつり広告などは費用的に困難と言われるが、鉄道会社やビル所有者などを巻き込んだ啓発活動ができないか。

4. 人身取引の撲滅

(1)取締りの徹底

p.11

③売春事犯等の取締りの徹底

・「売春関係事犯」は、「買春関係事犯」に変えるべきである。売春防止法2条は「この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。」とし性別を問わないが、一般の用語としては女性が売春、男性が買春という形で用いられている。したがって、「売春関係事犯」とすると、一般人は、女性が主導する犯罪と理解するが、それは実態とは異なるし、特に人身取引事案では、金を持つ男性(に機会を提供する業者)が主導している。

④児童の性的搾取に対する厳正な対応

・近年おびただしく増加しているオンライン上の児童の性搾取・性虐待画像・素材(CSEM・CSAM)への対策をさらに強化するべきである。

⑤悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

・「犯罪収益の剥奪」についての言及があるが、これについてはどのように進めていくのか。また、犯罪収益を剥奪するだけでなく、それが被害者への損害賠償につながらなくては意味がない。現在は加害者に対して被害者が損害賠償を請求するという仕組みになっていると思うが、本来それは政府の責任において行うことではないか。真の意味で人身取引被害者を救済するためには、金銭的な救済がもっと重視されるべきである。【p.14 5.(3)⑤にも関連。】

・前述のように、「不法就労」「偽装滞在」「不法滞在」には、それぞれ「〜させる」と付けるべきである。

p.12

(2)国境を越えた犯罪の取締り

①外国関係機関との連携強化

・ICPOや諸外国の捜査機関との情報交換やセミナー開催などが謳われているが、外国の民間支援団体との連携をぜひ行ってほしい。特に児童の性的画像記録などは、日本で撮影されたものが海外のサーバーを経由していたり、海外のユーザーによって閲覧されていたりと国境を越えている現実がある。たとえば、アメリカの全米行方不明・被搾取児童センター(NCMEC)のCyberTipLineには年間で日本関連の通報が5万件近く寄せられているという。こういったところとダイレクトに協働すれば、日本から発信されている児童の性的画像・映像への対処が進むはずである。ぜひ検討していただきたい。

5. 人身取引被害者の保護・支援

(1)「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

・平成23年7月の申し合わせにも、「一人でも多くの人身取引被害者を保護するため、関係行政機関において被害者に該当する可能性がある者を認知した場合には、できるだけ幅広く保護を念頭に置いた措置を講ずること」、「当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても、その者が置かれている状況やその者の人権に十分配慮して取り扱う」こととあり、これを行動計画にも記載すべきである。

・ここには外国籍被害者への保護支援しか書かれていない。日本国籍被害者に対する特別の保護支援は無い、ということなのだろうか。

p.13

(3)被害者への支援

・外国人被害者が適切な医療を即座に受けることができるよう、病院の受け入れ体制を整備してほしい。外国人被害者が病気・怪我などの治療を受ける場合、たとえ被害者が国民健康保険に加入していても、日本語が話せないということで病院をたらいまわしにされることがある。特に通訳者が付き添っていなければならないという理由から病院に受け入れられず、緊急に治療が受けられない。病院側が安心して外国人を治療できる体制を整える必要がある。

③ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実

・ワンストップ支援センターにおいて、日本語以外でも相談・診療が受けられる体制の構築に努めてほしい。

・中長期的支援が予想される性犯罪・性暴力被害者の検査、治療、心身の回復のための公的補助充実を望む。

・24時間対応のワンストップ支援センターのなかには、深夜の対応・出動にもかかわらず、支援者の「ボランティア」精神で体制が維持されているところがある。国は支援員の熱意やボランティア精神に依存しない、24時間365日対応の支援体制を構築するべきである。

・ワンストップ支援センターでの人身取引に関する研修が、どの程度実施されているのかが不明である。人身取引被害者と直接接する可能性がある機関であり、研修の充実が不可欠である。

６．人身取引対策推進のための基盤整備

p.16

（2）国民等の理解と協力の確保

①広報啓発活動の更なる促進

・被害者に注意を呼び掛ける対策が多いが、加害者及び加害者予備軍に注意を呼び掛ける対策（違法性を伝えることも含む）も必要ではないか。

・暴力を断じて許さないという社会規範の醸成のためには、（「普通の人」が加害者になり得ることも含め）、実情を広く知らしめることが必要である。メディア・ホテルその他の民間企業、建設業その他の業界団体等の協力等が必要である。

（ⅱ）

・「被害防止」という観点から啓発を進めると、どうしても被害者に対して「自衛」を求める傾向が強くなる。性的搾取を目的とした人身取引がはびこる日本社会の中で「被害にあうのは自己責任である」という考えを助長させないためにも、表記を変えて「若年層に対する性暴力『加害』防止月間」とするべきである。

p.17

（vii）

「平成21年度以降、…委託を受け、…実施し、・・取り組む。」という文の構成がおかしい。「平成21年度以降」という過去の記述が、計画としての未来形？の「取り組む」に含まれているためだと思われる。再考・修正していただきたい。

②学校教育等における取組

・加害者・被害者予備軍の若者たちへの‘実質的な教育’が必要である。ネットを通じて加害者と知り合い、AV強制出演や性的な動画や写真を送った後、ネットで晒されるなど、若者の被害が後を絶たない。特に高校生には自分や他人を大切にする教育とともに、AV強制出演、風俗でのアルバイト、セックストーションなどの手口やその結果どのようになるかなど、裏事情を教える実質的な教育が必要である。

④中小企業団体への働きかけ

・この毎年6月に行われるという「外国人研修指導協議会」については、その実施状況や内容がネット検索では確認できない。中小企業に対する情報提供と意識啓発は非常に重要だと思われるので、これについてどのような取り組みを行っているのか、情報を公開していただきたい。また、昨今特に技能実習生など外国人労働者に対する同僚・上司等からのいじめ・暴力・暴言などが、労働者を精神的・肉体的に追い詰め、結果的に人身取引状況を生み出している実態があるので、職場でのいじめ・暴力・暴言などが犯罪であるという意識啓発を特に徹底していただきたい。

⑤海外渡航者への啓発

・最初の「観光庁においては、…提供は、…において禁止されており、…を通じて指導する。」が日本語として体をなしていない。「観光庁においては」は不要では？ 「…提供は、…において禁止されている。これについて、…を通じて指導する」などではどうか。

・観光庁は、海外渡航者だけでなく、国内の観光地・ホテルなどへの啓発・指導を行うことも必要である。

以上